

## 第6回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年6月4日(金)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後4時00分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	欠
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 2番 池田 良一

10番 湊上 幸雄

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書記	前田 真理子	書記	池田 靖

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第27号	農地法第5条の申請について	4件
議案第28号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件
議案第29号	農地法第4条の申請について	1件
議案第30号	農地法第3条の申請について	3件
議案第31号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年 中間管理事業	11件 1件
議案第32号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画に ついて	
議案第33号	令和3年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当 するか否かの判断について	467件

8. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>																					
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は12番相良安夫委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田 良一委員、10番 淵上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <table border="0" data-bbox="391 728 1340 1288"> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第4条及び第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td>利用権設定 通年 11件 中間管理事業 1件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号</td> <td>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に 向けた活動計画について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議案第33号</td> <td>令和3年第3回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について</td> <td>467件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、ありません。</p> <p>それでは、議事に入ります。 議案第27号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>	議案第27号	農地法第5条の申請について	4件	議案第28号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件	議案第29号	農地法第4条の申請について	1件	議案第30号	農地法第3条の申請について	3件	議案第31号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 11件 中間管理事業 1件	議案第32号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に 向けた活動計画について		議案第33号	令和3年第3回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	467件
議案第27号	農地法第5条の申請について	4件																				
議案第28号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件																				
議案第29号	農地法第4条の申請について	1件																				
議案第30号	農地法第3条の申請について	3件																				
議案第31号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 11件 中間管理事業 1件																				
議案第32号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に 向けた活動計画について																					
議案第33号	令和3年第3回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	467件																				
事務局	<p>議案第27号 について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、32番になります。 図面は、1ページから3ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が住宅及び倉庫、駐車場、家庭菜園のための申請です。 なお、〇年頃自宅を購入した際に、玄関と小屋は農地に建てたその後、〇年頃に新たに倉庫及び駐車場、家庭菜園にされたそうです。 許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p>																					

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、33番になります。 図面は4ページから9ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、34番になります。 図面は10ページから14ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可しうるに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、35番になります。 図面は15ページから19ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が自宅進入路建設のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可しうるに該当します。</p> <p>議案第27号 農地法第5条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、32番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>住宅地の中にあるところで、ここが農地だとはわかりませんでした。</p> <p>昔から建っているところでして、周辺の営農には影響ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>32番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	特に無いようですので、続きまして、33番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>周辺は、住宅地になってしまうようなところです。下水道も来ておりますので、接続されますし、雨水は側溝に繋がれますので、問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>33番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、34番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>周辺は、住宅地の一角に畑が残っているようなところです。</p> <p>下水道も来ておりますので、接続されますし、雨水は側溝に繋がれますので、問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>34番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、35番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>住宅への入り口が非常に狭いということで、市にも相談されていたようですが、結局個人で農地を購入して道を作られるそうです。</p> <p>ここは、農振地にも入っていたため除外の手続きをされて、一年ぐらい前から相談を受けていたところです。</p> <p>排水については、側溝を整備して水路へ流す計画です。</p> <p>区長、生産組合長の同意もあり、周辺営農に影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>35番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>

議長	<p>次の議案第28号 農地法第4条及び第5条1番は、私が当事者である事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。</p> <p>議事進行については、職務代理者の副会長にお願いします。 (〇〇委員退席)</p>
職務代理者	<p>それでは、議案第28号 農地法第4条及び第5条1番の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、1番になります。 図面は、20ページから23ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人及び譲受人が植林のための申請です。 なお、〇年〇月頃に労働力不足のためにクヌギを植林していたと ことで許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されてい ます。 そのうちの〇〇番地については、申請人が所有地と思って植林して いたとすることで、今回、許可後に所有権移転をされます。 農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場 合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第28号 農地法第4条及び第5条の申請について以上1件 です。</p>
職務代理者	<p>1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地に行って、説明を聞きました。地籍調査が終わった後に植林した とのことでした。隣接地には問題ないということで、区長、生産 組合長も承諾してありました。私も問題ないと思います。 ご審議よろしくをお願いします。</p>
職務代理者	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条及び第5条の申請1件につい て承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達し</p>

職務 代理者	<p>ます。</p> <p>議事参与の制限により退席していただいた〇〇委員には着席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p> <p>これからの進行をお返しいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第29号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、10番になります。</p> <p>図面は、24ページから25ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が植林のための申請です。</p> <p>なお、〇年〇月頃に労働力不足のために杉の木を植林したということで、許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第29号 農地法第4条の申請について以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当 委員	<p>本人さんが、植林してしまっているということで、説明に来られました。生産組合長さん、区長さんの印鑑も押されておりました。</p> <p>私も現地を確認に行ったところ、周りは山林原野になっているところでした。問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>

議長	<p>次の議案第30号 34番については、〇〇委員が当事者である事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案第30号農地法第3条の申請のうち34番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 34番についてご説明します。 議案の5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第30号 34番の申請については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請34番について、審議していただき、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第30号34番については許可とします。</p> <p>〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>それでは、引き続き議案第30号 35番、36番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 35番、36番についてご説明します。 議案は5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第30号 35番36番の申請については以上です。</p>

議長	<p>それでは、農地法第3条申請については一括審議となっておりますので、議案5ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第30号 農地法第3条の申請のうち35番36番の2件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第31号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号 利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の6ページから7ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が11名で、面積は田が21,797㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を8ページから13ページに掲げております。</p> <p>議案第31号 利用権設定の通年については以上11件です。</p>
議長	<p>議案第31号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第31号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第31号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は14ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を15ページに掲げております。</p>

事務局	<p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。面積は畑が1,934㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は5年です。</p> <p>議案第31号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第31号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第31号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は16ページからになります。</p> <p>まず、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価から説明いたします。</p> <p>これは、昨年6月に掲げた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対しての点検・評価です。</p> <p>議案16ページです。</p> <p>I 農業委員会の状況、令和2年4月1日現在の数値です。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>2 実績についてです。</p> <p>集積目標を1,148haとしておりましたが、実績が1,081haで、達成状況は94.2%となりました。うち新規実績は、13.8haでした。</p> <p>3 目標の達成に向けた活動実績は、農業委員、農地利用最適化推進委員で取り組み、地域ごとに情報を共有し、担い手への農地集積に努めました。また、毎月、推進委員が利用権の終期通知の配布を行い再設定等の推進を行いました。</p> <p>4 評価です。</p>

事務局	<p>目標に対する評価としては、集積面積は増加しましたが、目標値には届きませんでした。活動に対する評価は、担い手の高齢化や新規就農者がいなかったことから担い手への新規集積が進みませんでした。また、中間管理事業については制度の利用促進に向けた活動を今後も続けていく必要があります。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。</p> <p>2 実績についてです。参入目標を2経営体としておりましたが、参入実績はありませんでした。</p> <p>3 活動実績は、毎月1回普及センターで開催されている就農相談会に出席し、就農希望に沿った情報の提供を行いました。</p> <p>4 評価です。目標に対する評価は、就農相談会での相談者が親元就農や法人就農が多く、新規参入に繋がりませんでした。活動に対してですが今後も新規参入者を掘り起こすため、関係機関と協力して情報発信を行っていく必要があります。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価です。</p> <p>2 実績です。</p> <p>遊休農地の解消目標を6.8haとしておりましたが、実績は1.6haとなりました。これは、耕作再開や荒廃が進んでしまったために解消した遊休農地が42.9haで、新たに遊休農地となった土地が41.3haです。</p> <p>3 活動実績をご覧ください。昨年8月から9月に農業委員、農地利用最適化推進委員と行いました農地パトロールで確認した遊休農地のうち、29筆、4.0haの農地に対して利用意向調査を行い農地中間管理機構を利用するよう指導するなど解消となるよう努めております。</p> <p>4 評価です。</p> <p>目標に対する評価は、農業者の減少や耕作条件が悪く耕作再開が難しい農地が多く、目標を達成することができませんでした。活動に対しては、活動計画に基づき順調に活動することができました。今後も遊休農地解消にむけた活動を継続していく必要があります。</p> <p>20ページをご覧ください。 V 違反転用への適正な対応です。</p> <p>2 実績です。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	<p>実績は0.2haあり、農地転用の申請がなされていないため、継続して指導している1件分となっております。</p> <p>3 活動実績ですが、利用状況調査や転用相談の中で違反転用を発見した時は速やかに是正のための適切な指導を行い、許可権者による追認許可をうけ違反転用の解消を図りました。</p> <p>活動に対する評価は、農地法の規制対象となることを知らない場合が多いため、継続して農業委員会だより等で周知を図っていく必要があります。</p> <p>21ページからの VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検 及び23ページの VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、VIII 事務の実施状況の公表等については、令和2年度に処理した件数等を記載しておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>以上、令和2年度の活動の点検・評価です。</p> <p>続いて、24ページをご覧ください。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。</p> <p>I 農業委員会の状況（令和3年4月1日現在）です。</p> <p>1 農家・農地等の概要です。</p> <p>耕地面積については、耕地及び作付面積統計における耕地面積に基づき記入する事となっており、田が2,660ha、畑が799ha、計3,460haとなっております。それぞれ面積統計における数値であるため、合計値に差異があります。</p> <p>経営耕地面積は農林業センサスに基づき記入をするようになっております。</p> <p>2020年に調査が行われておりますが、市町ごとのデータがまだ公表されておられませんので、今回は2015年調査の数値を使用しておりますので、昨年と変更ありません。</p> <p>遊休農地面積は、利用状況調査を行い把握している数値です。田が21ha、畑20ha、計41haとなっております。</p> <p>農地台帳面積は、農業委員会が管理している農地台帳面積を用いています。田2,880ha、畑1,669ha、計4,549haです。</p> <p>農家戸数と農業者数（人）の表については、農林業センサスの数値を使用しているため昨年と変更ありません。</p> <p>経営数（経営）については農業委員会調べとなっておりますが、市農業振興課が把握している数値を記入しています。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	<p>2 農業委員会の現在の体制につきましては、昨年度改選があつております。任期満了年月日は令和5年7月19日 定数及び実数については、記載のとおりとなっておりますのでご確認ください。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>1 現状及び課題です これまでの集積面積は1,081ha、集積率は31.2%です。 課題としては、中山間地域の農地の集約が難しいことと考えております。</p> <p>2 令和3年度の目標及び活動計画ですが、伊万里市農業委員会の指針に基づき、令和5年度末の集積率を35%、年間1%の増としているため、管内農地面積3,460haの1%である34haを新規集積面積目標とし、これまでの集積1,081haと併せて1,115haの集積面積を目標としています。 活動計画としては現在集積している面積を減少させないように、利用権期間満了の農地については、利用権の再設定や農地中間管理事業への切り替えに取り組み、新規の集積・集約についても推進に努めます。 また、人・農地プランの話し合いに積極的に参加し、情報を共有しながら農地の利用調整を図っていくものとします。</p> <p>III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。</p> <p>1 現状及び課題です。 昨年度は新規参入の経営体はありませんでした。 新規就農について親元就農が多いのが現状です。新規就農者の農地の確保や資金調達等が課題となっていると考えております。</p> <p>2 令和3年度の目標及び活動計画については、伊万里市農業委員会の指針に基づき、参入目標数2経営体・参入目標面積1.0haとしております。県や関係機関と作る新規就農相談会において、情報提供等のバックアップ体制に努め、新規就農者の確保に努めます。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>IV 遊休農地に関する措置です。</p> <p>1 現状及び課題です。 管内の農地面積3,501ha、これは、耕地面積(3,460ha)と遊休農地面積の合計面積です。遊休農地面積は41haであるため、遊休農地率</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	<p>は1.2%となっています。</p> <p>課題としては、高齢化による労働力の不足と条件不利地の耕作放棄が増加していると考えております。</p> <p>2 令和3年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積3.0haとしております。これは、伊万里市農業委員会の指針で、令和6年3月の遊休農地面積を3.4haとしていることから、それに向けて年間3haの解消を目指すことにしています。</p> <p>活動計画ですが、今年も農地の利用状況調査を行います。調査時期は、準備期間も含め4月～9月、調査結果取りまとめを10月～11月、利用意向調査を11月に実施し、調査結果のとりまとめを1月～3月としております。</p> <p>V 違反転用への適正な対応、</p> <p>1 現状及び課題です。</p> <p>令和3年4月現在、違反転用を把握し県に報告しているものが1件、0.2haあります。昨年度からの継続案件です。</p> <p>課題としては、転用は農地法の規制対象になることを知らない場合があり、無断転用につながる恐れがあることです。</p> <p>そのため、転用手続き制度について、より一層の周知を図り違反転用を未然に防いでいく必要があります。</p> <p>2 令和3年度の活動計画としては、違反転用を発見次第、その都度、届出を行うよう指導を行い、農地の無断転用や目的外使用については、届出が必要であると周知してまいります。</p> <p>以上が令和3年度の活動計画です。</p> <p>令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の活動計画ともに、6月中に市のホームページに掲載し、農政局へ提出いたします。</p> <p>説明については、以上です。</p>
議長	<p>議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>特にないようですので、議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については申出のとおり決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第33号 令和3年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号 について御説明いたします。 議案は27ページから47ページになります。</p> <p>昨年夏に行った農地パトロールの結果、「農地に該当しない」と思われる対象地479筆の所有者に対して、令和3年3月19日付けで「非農地判断にかかる事前のお知らせ」を行い、所有者の意向確認を行いました。</p> <p>その結果、今後農地として復旧し管理するとの連絡があった農地16筆を除く463筆329, 422. 50㎡と5月16日までに非農地の相談があった4筆1, 537㎡の計467筆330, 959. 50㎡について、「農地に該当しない」と判断していただくため、上程しております。</p> <p>「農地に該当しない」と判断された場合は、所有者等に対して「非農地通知」を発送します。</p> <p>議案第33号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第33号 令和3年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について御意見、御質問はございませんか。 (なし)</p> <p>特にないようですので、議案第33号 令和3年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については申出のとおり決定いたします。</p> <p>議案についての審議は以上となります。 報告事項はありませんので、これで第6回農業委員会会議を閉会します。</p>

議事録署名者

令和 年 月 日

議長 \_\_\_\_\_ (印)

令和 年 月 日

2 番 \_\_\_\_\_ (印)

令和 年 月 日

10 番 \_\_\_\_\_ (印)